

別表第一 重油の量への換算方法（第十五条関係）

燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 リットル）
一 軽油	一 リットル	〇・九五
二 灯油	一 リットル	〇・九〇
三 石炭	一 キログラム	〇・八〇
四 都市ガス（天然ガス）（発熱量 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した一立方メートルにつき四十二メガジュール）	一 立方メートル	一・一〇
五 電気	一 キロワット時	〇・〇九
六 前各号に掲げるもの以外の燃料等	一 リットル（固体燃料は一キログラム、気体燃料は一立方メートル）	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は、三十八メガジュールとする。）の量

備考

- 一 燃料の量の重油の量への換算は、上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ中欄に掲げる燃料の量を下欄に掲げる重油の量に換算する。
- 二 都市ガスとは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者により供給されるガスをいう。

別表第二 燃料の基準（第二十二条関係）

工場及び指定作業	燃料の基準（燃料中におけるいおう含有率（単位 重量比パーセント））	設置区分 A	設置区分 B

場の設置区分	燃料使用量による規模		地域の区分						
	三百リットル以上 五百リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	一 千代田区及び中央 区の区域	二 港区、新宿区、文京 区、渋谷区及び豊島 区の区域	三 台東区、墨田区及 び江東区の区域	四 品川区及び大田区 の区域	五 目黒区、世田谷区、 中野区、杉並区及び 練馬区の区域	六 板橋区、北区、荒川 区及び足立区の区域	七 ■飾区及び江戸川
	三百リットル以上 五百リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	○・五以下	○・七以下	○・七以下	○・七以下	○・七以下	○・七以下	○・七以下
	二百リットル以上 五百リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	○・三以下	○・四以下	○・五以下	○・六以下	○・七以下	○・五以下	○・六以下
	二千リットル以上	二千リットル以上	○・二以下	○・三以下	○・四以下	○・五以下	○・六以下	○・四以下	○・五以下
	三百リットル以上 五百リットル未満	三百リットル以上 五百リットル未満	○・二以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下
	五百リットル以上 二千リットル未満	五百リットル以上 二千リットル未満	○・一以下	○・二以下	○・四以下	○・四以下	○・五以下	○・四以下	○・五以下
	二千リットル以上	二千リットル以上	○・一以下	○・二以下	○・三以下	○・三以下	○・四以下	○・三以下	○・四以下

八	武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（西東京市が設置された日の前日において保谷市であった区域に限る。）の区域	○・八以下	○・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下
九	その他の市町村の区域	一・〇以下	一・〇以下	〇・八以下	〇・八以下	〇・八以下	〇・五以下

備考

- 一 設置区分Aとは、昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場及び指定作業場をいう。
- 二 設置区分Bとは、次に掲げる工場及び指定作業場をいう。
  - (一) 昭和五十一年八月一日以後に設置された工場及び同日前に既に設置され、又は着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設に係る変更の認可を受けたもの
  - (二) 昭和五十一年八月一日以後に設置された指定作業場及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたもの
  - (三) 昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設に係る変更の認可を受けたもの及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたものうち、当該変更が工場及び指定作業場におけるばい煙施設

の一部に係るものであるときは、当該変更に係るばい煙施設以外のばい煙施設で使用される燃料については、設置区分Aに係る基準を適用する。

四 排煙脱硫装置が設置されているばい煙施設を有する工場及び指定作業場に対する燃料の基準の適用については、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。

別表第三 集じん装置を設置するばい煙施設等（第二十三条関係）

ばい煙施設の種類と規模	区分	集じん装置
一 ボイラー（伝熱面積が五平方メートル以上のものに限る。）	木屑 <small>くず</small> を燃料として使用するもの	遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
その他の石炭を燃料として使用するもの（一日当たりの使用量が一トン以上のものに限る。）	微粉炭を燃料として使用するもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
重油を燃料として使用するもので家用電気の発電を行うもの	その他の石炭を燃料として使用するもの（一日当たりの使用量が一トン以上のものに限る。）	遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
二 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉又は焼結炉		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの
三 金属の精錬の用に供する転炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの

<p>四 金属の精錬の用に供する平炉</p>		<p>乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>
<p>五 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（羽口面断面積が○ ・五平方メートル以上であるか又は重油用バーナーの容量が一時間当たり五十リットル以上のものに限る。）</p>		<p>洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの</p>
<p>六 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉（重油用バーナーの容量が一時間当たり四百リットル以上のものに限る。）</p>		<p>遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>
<p>七 熔融亜鉛めっきの用に供する加熱炉（火格子面積が一平方メートル以上であるか又は重油用バーナーの容量が一時間当たり五十リットル以上のものに限り。以下八の項及び九の項に掲げる施設において同じ。）</p>		<p>洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの</p>

八 ガラスの製造の用に供する加工炉 九 アスファルト用骨材の乾燥の用に供する乾燥炉		遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの 遠心力集じん装置と洗浄集じん装置の併用方式によるもの
十 製鋼の用に供する電気炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
十一 廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上のものに限る。）	総排出物量が一時間当たり四万立方メートル以上（バッチ燃焼方式のものにあつては二十万立方メートル以上）のもの 総排出物量が一時間当たり四万立方メートル未満（バッチ燃焼方式のものにあつては二十万立方メートル未満）のもの	乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの 遠心力集じん装置（連続式及びバッチ燃焼方式のものにあつてはマルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの

備考 指定作業場については、一の項及び十一の項に限り適用する。

別表第四 粉じんを発生する施設の構造基準等（第二十四条関係）

粉じんを発生する施設の種類	粉じんを発生する施設の構造基準並びに使用及び管理の基準
一 コークス炉（原料処理能力が一日当たり五十トン以上のものに限る。）	(一) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん装置を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (二) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する

	<p>遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等により、ガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(三) 消火作業は、消火塔にハードル・フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
<p>二 鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場（面積が千平方メートル以上であるものに限る。）</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(二) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(三) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(四) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>三 ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもので、ベルトの幅が七十五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のもの限り、密閉式のもの</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(二) コンベアの積込部及び積降部にフード及び遠心力集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に(三)又は(四)の措置が講じられていること。</p> <p>(三) 散水設備によって散水が行われていること。</p>

<p>のを除く。)</p>	<p>(四) 防じんカバーで覆われていること。 (五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>四 破碎機、摩碎機及びふるい(鉦物、岩石又はセメントの用に供するもので、原動機の定格出力が七十五キロワット以上(ふるいにあつては十五キロワット以上)であるもの)に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)</p>	<p>(一) 次のいずれかに該当すること。 (一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (二) フード及び遠心力集じん装置が設置されていること。 (三) 散水設備によつて散水が行われていること。 (四) 防じんカバーで覆われていること。 (五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>五 バッチャープラント(レディミクストコンクリートの製造の用に供するものに限る。)及びセメントサイロ</p>	<p>(一) バッチャープラントは、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (二) セメントサイロは、密閉構造であること。 (三) セメントの投入部には、フード及び遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。ただし、指定作業場のバッチャープラントにあつてはフードが設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。 (四) セメントの積出し部は、粉じんが飛散しにくい構造であること。 (五) セメントの積出し作業をする場合は、散水設備によつて散水が行われていること。 (六) レディミクストコンクリートの漏出がないこと。 (七) トラックミキサー車から漏出するレディミクストコンクリート、散水された水及びトラックミキサー車の洗車に使用された水は、沈澱槽又は集水槽に集められること。</p>



六 製綿機（古綿の再生の用に供するものを含む。）

- (一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
- (二) 防じんカバーで覆われていること。
- (三) フード及び遠心力集じん装置（製綿機が二台以下の工場にあってはフードに限る。）が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。

備考 指定作業場については、二の項、三の項及び五の項に限り適用する。

別表第五 有害ガス取扱施設の構造基準等（第二十五条関係）

- 一 有害ガス取扱施設の構造は、施設の密閉構造、蒸発防止設備が設置されている構造等有害ガスの排出を可能な限り抑制する構造であること。
- 二 有害ガス取扱施設に開放部がある場合には、原則として有害ガスを拡散しないように吸引し処理するための局所排気装置が設置されていること。
- 三 局所排気装置の構造は、できるだけ少ない排风量で有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフードの構造を選択すること。
- 四 有害ガスや有害ガスを発生する有機溶剤等を取り扱う作業は、局所排気装置及び排出防止設備の作動を確認した後開始すること。
- 五 局所排気装置及び排出防止設備等は、定期的に点検及び検査を行い、その性能を保持すること。

別表第六 炭化水素系物質の排出防止設備等（第二十六条関係）

炭化水素系物質を貯蔵する施設等		排出を防止するために必要な設備等
排出を防止すべき施設の区分	炭化水素系物質の種類	施設の規模
一 貯蔵施設	有機溶剤	貯蔵施設の容量の合計が五キロリットル以上のもの
		浮屋根構造、吸着式処理設備、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、

	燃料用揮発油、灯油及び軽油	<p>(一) 燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が五十キロリットル以上のもの</p> <p>(二) 燃料用揮発油、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が五十キロリットル以上のもの</p>	<p>ペーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備</p>
二 出荷施設	燃料用揮発油	<p>燃料用揮発油を出荷するための施設であつて貯蔵施設の容量が合計五十キロリットル以上のもの</p>	<p>吸着式処理設備、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、ペーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備</p>

備考 容量とは、貯蔵施設の内容積とする。

別表第七 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等（第二十八条関係）

- 一 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所（以下この表で「作業場等」という。）の床は、コンクリート造り等であつて、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。
- 二 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます（第六号で「防液堤等」という。）を設けた構造であること。
- 三 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。
- 四 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。
- 五 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずると

ともに漏えい箇所の補修を行うこと。

六 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。

別表第八 地下水の揚水施設の構造基準（第二十九条、第七十二条関係）

地域の区分	吐出口の断面積による区分	揚水施設の構造基準	
		ストレーナーの位置 (地表面下単位メートル)	揚水機の出力(単 位 キロワット)
一 足立区(荒川左岸の地域に限る。)、■飾区及び江戸川区(荒川左岸の地域に限る。)の地域	六平方センチメートル以下 六平方センチメートルを超え二 十一平方センチメートル以下	六五〇以深	二・二以下
二 墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区(荒川右岸の地域に限る。)及び江戸川区(荒川右岸の地域に限る。)の地域	六平方センチメートル以下 六平方センチメートルを超え二 十一平方センチメートル以下	五五〇以深	二・二以下
三 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市及び西東京市の地域	六平方センチメートル以下 六平方センチメートルを超え二 十一平方センチメートル以下	五〇〇以深	二・二以下
四 品川区、目黒区、大田区、世田谷区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田	六平方センチメートル以下 六平方センチメートルを超え二	四〇〇以深	二・二以下

市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、西多摩郡、瑞穂町及び同郡日の出町の地域	十一平方センチメートル以下
--	---------------

別表第九 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等（第四十八条、第四十九条関係）

工場の区分	公害防止管理者の区分
<p>条例別表第八に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの（従業員十人以上のものに限る。）並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 非鉄金属第一次精錬精製業</li> <li>二 鉛再精錬又は亜鉛第二次精錬業</li> <li>三 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業</li> <li>四 鋳鋼、鋳鉄鑄物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鑄物製造業又は製鋼業</li> <li>五 有機質飼料又は肥料製造業</li> <li>六 建設機械又は鉱山機械製造業</li> <li>七 運送用車両又は運送用車両部品製造業</li> <li>八 鋼船製造又は修理業</li> <li>九 トラクター製造業</li> <li>十 亜鉛鉄板製造業</li> <li>十一 石けん又は合成洗剤製造業</li> <li>十二 合板製造又は薬品による木材処理業</li> </ol>	東京都一種公害防止管理者

東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者	<p>別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）</p> <p>区分</p> <p>資格要件</p> <p>十三 プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム 又はプラスチック発泡製品製造業</p> <p>十四 セメント製造業</p> <p>十五 舗装材料製造業</p> <p>十六 合金鉄又は電気炉銑製造業</p> <p>十七 鍛工品製造業</p> <p>十八 圧縮ガス又は液化ガス製造業</p> <p>十九 界面活性剤製造業</p> <p>二十 ソーダー製造業</p> <p>二十一 メタン誘導品製造業</p> <p>二十二 医薬品又は農薬製造業</p> <p>二十三 産業用火薬類製造業</p> <p>二十四 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業</p> <p>二十五 表面処理鋼材製造業</p> <p>二十六 コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業</p> <p>条例別表第八に掲げる工場で前項各号に規定するもの以外のもの</p>	<p>東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者</p>
--------------	--	---	-----------------------------------

- 
- 
- (一) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者
  - (二) ガス事業法第三十二条第一項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者
  - (三) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十四条第一項に定める技術士登録証を有する者
  - (四) 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項に定める甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有する者
  - (五) 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二条に定める免許を有する者
  - (六) 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第二条に定める免許を有する者
  - (七) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第一号に定める特級ボイラー技士免許を有する者
  - (八) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三十一条第一項に定める甲種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項に定める甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
  - (九) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項に定める毒物劇物取扱責任者となることができる者
  - (十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第二項に定める技術管理者となる資
-

	<p>格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第一項に定める甲種危険物取扱者免状を有する者</li> <li>■ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八条第一項に定める熱管理士免状を有する者</li> <li>■ 東京都二種公害防止管理者の資格を有する者</li> <li>■ 前各号に掲げるもののほか、知事がこれらと同等であると認める資格等を有する者又は工場等において公害防止若しくは環境管理の業務に従事し、若しくは従事することを予定する者</li> <li>■ 知事が指定する講習等を修了した者</li> <li>■ この規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則による東京都一級公害防止管理者の資格を有する者</li> <li>■ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七條第一項に定める公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者</li> </ul>
東京都二種公害防止管理者	<p>一次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う二種公害防止管理者講習を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 前項資格要件の欄(一)から(三)までのいずれかに該当する者</li> <li>(二) 消防法第十三条の二第一項に定める乙種危険物取扱者免状を有する者</li> <li>(三) 高圧ガス保安法第二十九条第一項に定める乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者</li> </ul>

	<p>免状を有する者</p> <p>(四) ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第二号に定める一級ボイラー技士免許又は同条第三号に定める二級ボイラー技士免許を有する者</p> <p>(五) 火薬類取締法第三十一条第一項に定める乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項に定める乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</p> <p>(六) 前各号に掲げるもののほか、知事がこれらと同等であると認める資格等を有する者又は工場等において公害防止若しくは環境管理の業務に従事し、若しくは従事することを予定する者</p> <p>二 知事が指定する講習等を修了した者</p> <p>三 この規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則による東京都二級公害防止管理者の資格又は東京都二級公害防止管理者の資格を有する者</p>
--	--

別表第十一 適正管理化学物質（第五十一条関係）

- 一 アクロレイン
- 二 アセトン
- 三 イソアミルアルコール
- 四 イソプロピルアルコール
- 五 エチレン
- 六 塩化スルホン酸
- 七 塩化ビニルモノマー



八 塩酸

九 塩素

十 カドミウム及びその化合物

十一 キシレン

十二 クロム及び三価クロム化合物

十三 六価クロム化合物

十四 クロルピクリン

十五 クロロホルム

十六 酢酸エチル

十七 酢酸ブチル

十八 酢酸メチル

十九 酸化エチレン

二十 シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）

二十一 四塩化炭素

二十二 一・二 ジクロロエタン

二十三 一・一 ジクロロエチレン

二十四 シス 一・二 ジクロロエチレン

二十五 一・三 ジクロロプロペン

二十六 ジクロロメタン

二十七 シマジン

- 二十八 臭素化合物（臭化メチルに限る。）
- 二十九 硝酸
- 三十 水銀及びその化合物
- 三十一 スチレン
- 三十二 セレン及びその化合物
- 三十三 チウラム
- 三十四 チオベンカルブ
- 三十五 テトラクロロエチレン
- 三十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 三十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 三十八 トリクロロエチレン
- 三十九 トルエン
- 四十 鉛及びその化合物
- 四十一 ニッケル
- 四十二 ニッケル化合物
- 四十三 二硫化炭素
- 四十四 砒<sup>ひ</sup>素及びその無機化合物
- 四十五 PCB
- 四十六 ピリジン
- 四十七 フェノール

- 四十八 ふつ化水素及びその水溶性塩
- 四十九 ヘキサン
- 五十 ベンゼン
- 五十一 ホルムアルデヒド
- 五十二 マンガン及びその化合物
- 五十三 メタノール
- 五十四 メチルイソブチルケトン
- 五十五 メチルエチルケトン
- 五十六 有機燐化合物（EPNに限る。）
- 五十七 硫酸

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）

項目	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム	〇・〇一
二 全シアン	検液中に検出されないこと。
三 有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。
四 鉛	〇・〇一
五 六価クロム	〇・〇五
六 砒素 <sup>ひ</sup>	〇・〇一
七 総水銀	〇・〇〇〇五
八 アルキル水銀	検液中に検出されないこと。

九	PCB	検液中に検出されないこと。
十	トリクロロエチレン	○・○三
十一	テトラクロロエチレン	○・○一
十二	ジクロロメタン	○・○二
十三	四塩化炭素	○・○〇二
十四	一・二 ジクロロエタン	○・○〇四
十五	一・一 ジクロロエチレン	○・○二
十六	シス 一・二 ジクロロエチレン	○・○四
十七	一・一・一 トリクロロエタン	—
十八	一・一・二 トリクロロエタン	○・○〇六
十九	一・三 ジクロロプロペン	○・○〇二
二十	チウラム	○・○〇六
二十一	シマジン	○・○〇三
二十二	チオベンカルブ	○・○二
二十三	ベンゼン	○・○一
二十四	セレン	○・○一

備考

- 一 基準値は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンについては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状にお

いて当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水一リットルにつき〇・〇一ミリグラム、〇・〇一ミリグラム、〇・〇五ミリグラム、〇・〇一ミリグラム、〇・〇〇〇五ミリグラム及び〇・〇一ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム、〇・〇一五ミリグラム、〇・〇三ミリグラム、〇・〇〇〇一五ミリグラム及び〇・〇三ミリグラムとする。

三 「検液中に検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

四 有機燐りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法（第五十九条関係）

工事の区分	監視の方法
建築物その他の施設の建設の工事 建築物その他の施設の解体 又は改修の工事	建設工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視する方法 工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上（当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上）大気中における石綿の濃度を測定する方法 解体又は改修工事の現場内において目視によって粉じんの飛散の状況を監視する方法
	二一以外のもの

付表

測定位置	工事の場所の敷地の境界線のうち、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所
------	--

測定方法

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第十条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。

別表第十四 指定建設作業に適用する勧告基準（第六十一条関係）

一 騒音

- 一 指定建設作業の場所の敷地の境界線における騒音が、次に掲げる指定建設作業の種類ごとに次に定める音量であること。
    - (一) 条例別表第九第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる指定建設作業 八〇デシベル
    - (二) 条例別表第九第九号に掲げる指定建設作業 八五デシベル
  - 二 指定建設作業の騒音が、午前七時から午後七時まで（付表に掲げる区域にあつては、午前六時から午後十時まで）の間以内において発生するものであること。
  - 三 指定建設作業の騒音が、当該指定建設作業の場所において一日十時間以内（付表に掲げる区域にあつては、十四時間以内）において行われる指定建設作業に伴つて発生するものであること。
  - 四 指定建設作業の騒音が、指定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該指定建設作業の場所において連続して六日以内において行われる指定建設作業に伴つて発生するものであること。
  - 五 指定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日を除く日において行われる指定建設作業に伴つて発生するものであること。
- ただし、この表第二号に定める基準は、次の第一号から第四号までに掲げる場合に係る騒音に、この表第三号及び第四号に定める基準は、次の第一号及び第二号の場合に係る騒音に、並びにこの表第五号に定める基準は、次の第一号から第五号までに掲げる場合に係る騒音にそれぞれ適用せず、並びにこの表第二号に定める基準は、当該指定建設作業の場所の周辺の道路につき、道路交通法第四条第一項に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に係る騒音に関しては、「午前七時から午後七時まで」を「午前七時から午後九時まで」と、「午前六時から

午後十時まで」を「午前六時から午後十一時まで」と読み替えて適用する。

- 一 災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- 二 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合
- 三 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合
- 四 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づく道路の占用の許可及び同法第三十五条の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づく道路の使用の許可及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合
- 五 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であつて当該指定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であつて、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認められた場合

#### 備考

- 一 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。別表第十八において同じ。
- 二 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 三 騒音の測定方法は、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は、次に定めるとおりとする。
  - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

- (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

## 二 振動

- 一 指定建設作業の場所の敷地の境界線における振動が、次に掲げる指定建設作業の種類ごとに次に定める振動の大きさであること。
  - (一) 条例別表第九第一号、第三号（コンクリートカッターを使用する作業を除く。）、第四号及び第六号に掲げる指定建設作業 七〇デシベル
  - (二) 条例別表第九第五号に掲げる指定建設作業 六五デシベル
  - (三) 条例別表第九第九号に掲げる指定建設作業 七五デシベル
- 二 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号（コンクリートカッターを使用する作業を除く。）から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、午前七時から午後七時まで（付表に掲げる区域にあつては午前六時から午後十時まで）の時間以内において発生するものであること。
- 三 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号（コンクリートカッターを使用する作業を除く。）から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、当該指定建設作業の場所において一日十時間以内（付表に掲げる区域にあつては十四時間以内）において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。
- 四 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号（コンクリートカッターを使用する作業を除く。）から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、これらの全部又は一部に係る作業の期間が当該指定建設作業の場



所において連続して六日以内において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

五 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号（コンクリートカッターを使用する作業を除く。）から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、日曜日その他の休日を除く日において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

ただし、この表第二号に定める基準は、次の第一号から第四号までに掲げる場合に係る振動に、この表第三号及び第四号に定める基準は、次の第一号及び第二号の場合に係る振動に、並びにこの表第五号に定める基準は、次の第一号から第五号までに掲げる場合に係る振動にそれぞれ適用しない。

一 災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

二 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合

三 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合

四 道路法第三十四条の規定に基づく道路の占用の許可及び同法第三十五条の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づく道路の使用の許可及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合

五 電気事業法施行規則第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であつて当該指定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であつて、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認められた場合

備考

一 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

二 振動の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。

この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いるものとする。

三 振動の測定方法は、日本工業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの値は、次に定めるとおりとする。

- (一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の八十八パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域	
一	学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）
二	保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）
三	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）
四	診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、患者の収容施設を有するものに限る。）
五	図書館（図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館をいう。）
六	老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。）

別表第十五 建設工事等に伴い発生する汚水の基準（第六十一条関係）

項目	基準値
一 外観	異常な着色又は発泡が認められないこと。
二 水素イオン濃度（水素指数）	五・八以上八・六以下
三 浮遊物質（単位 リットルにつきミリグラム）	一二〇

四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)五 (単位 リットルにつきミリグラム)	
---	--

備考 基準の検定方法は、条例別表第七 四の部二の款アの表の備考三に定める方法による。

別表第十六 小規模の廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類及びばいじんの量(第六十二条関係)

区分	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるダイオキシン類の量(単位 ナノグラム)	標準状態に換算した総排出物一立方メートルに含まれるばいじんの量(単位 グラム)
平成十三年三月三十一日までに設置された小規模の廃棄物焼却炉	一〇(平成十四年十一月三十日までは、八〇)	〇・二五
平成十三年四月一日以後に設置された小規模の廃棄物焼却炉	五	〇・一五

備考

- 一 この表の中欄に掲げるダイオキシン類の量は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第二条第一号に定める方法により測定し(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)、同規則第三条で定めるところにより算出されたダイオキシン類の量とする。
- 二 この表の下欄に掲げるばいじんの量は、条例別表第七 一の部二の款アの項イの表の備考一の式により算出されたばいじんの量とする(換算する酸素の濃度は十二パーセントとする。)

別表第十七 小規模燃焼機器の設置(第六十三条関係)

燃焼機器の種類	規模
小型ボイラー類	冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機 伝熱面積が十平方メートル未満で、熱出力が一時間

内燃機関類	器 一 蒸気ボイラー 二 温水ボイラー 三 温水発生機 四 冷温水発生機 五 その他の燃焼機器	器 一 蒸気ボイラー 二 温水ボイラー 三 温水発生機 四 冷温水発生機 五 その他の燃焼機器	冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一 ガスヒートポンプ 二 その他の燃焼機器	燃焼能力が重油に換算した量で一時間当たり五リットル未満	当たり三十五キロワット以上
-------	--	--	--	-----------------------------	---------------

備考 内燃機関類の燃焼能力の重油の量への換算は、付表の上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する方法で行うものとする。

付表

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位 リットル)
一 液体燃料	一 リットル	一・〇
二 気体燃料	一・六立方メートル	一・〇
三 固体燃料	一・六キログラム	一・〇

別表第十八 拡声機から発する音量の基準(第六十六条、第六十七条関係)

区域の区分	音源直下から十メートルの
種別	該当地域
	地点における音量(単位

第一種区域	<p>一 第一種低層住居専用地域</p> <p>二 第二種低層住居専用地域</p> <p>三 第一種中高層住居専用地域</p> <p>四 第二種中高層住居専用地域</p> <p>五 第一種住居地域</p> <p>六 第二種住居地域</p> <p>七 準住居地域</p> <p>八 東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）第二条の規定により定められた第一種文教地区</p> <p>九 無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）</p>	デシベル
第二種区域	<p>一 近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。）</p> <p>二 商業地域（第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）</p> <p>三 準工業地域</p> <p>四 工業地域</p> <p>五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	六〇
第三種区域	<p>一 千代田区有楽町二丁目、同区鍛冶町一丁目、同区鍛冶町二丁目、同区神田鍛冶町三丁目、同区神田須田町一丁目、同区神田須田町二丁目、中央区銀座一丁目、同区銀座二丁目、同区銀座三丁目、同区銀座四丁目、同区銀座五丁目、同区銀座六丁目、同区銀座七丁目、同区日本橋一丁目（一番か</p>	七五

	<p>ら九番までに限る。）、同区日本橋二丁目（一番から七番までに限る。）、同区日本橋三丁目（一番から八番までに限る。）、港区新橋一丁目、同区新橋二丁目、新宿区新宿三丁目、台東区上野二丁目、同区上野四丁目、同区浅草一丁目、同区浅草二丁目、同区雷門一丁目、同区雷門二丁目、渋谷区宇田川町（二十二番及び二十三番に限る。）、同区道玄坂二丁目（一番から六番まで、二十九番及び三十番に限る。）及び同区道玄坂一丁目（四番に限る。）のうち幅員十八メートル以上の道路並びにその境界線から十メートル以内の区域</p> <p>二 台東区上野駅広場（昭和六十年東京都告示第三百二号による幹線街路放射第二十八号線の交通広場）及び豊島区池袋駅東口広場（昭和二十四年建設省告示第四百二十二号による池袋駅付近広場一）並びにこれらの境界線から十メートル以内の区域</p>	
--	--	--

備考 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いるものとし、騒音の大きさの値は、騒音計の指示値とする。

別表第十九 大気汚染緊急時の発令条件（第七十五条関係）

項目		発令条件	
予報	次のいずれかに該当する状態が発生したとき。	注意報	警報
いおう酸化物	次のいずれかに該当する状態が発生したとき。	気象条件からみて次のいずれかに該当する状態が継続すると認められるとき。	注意報の欄第一号、第二号及び第四号に規定する

	<p>一 気象条件からみて下二欄に規定する状態が発生することが予想されるとき。</p> <p>二 一おう酸化物の大気中における含有率が、下二欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想されるとき。</p>	一酸化炭素
<p>一 一おう酸化物の大気中における含有率（容量比の一時間値とする。以下同じ。）が、百万分の〇・二以上である状態が三時間継続したとき。</p> <p>二 一おう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・三以上である状態が二時間以上継続したとき。</p> <p>三 一おう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態になったとき。</p> <p>四 一おう酸化物の大気中における含有率の四十八時間平均値が、百万分の〇・一五以上である状態になったとき。</p>	<p>状態が発生している際、一おう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態が発生したとき又は一おう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態が二時間継続したとき。</p>	<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 一酸化炭素の大気中における含有率（容量比の一時間値とする。以下同じ。）が、百万分の十以上である状態が八時間継続したとき。</p> <p>二 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の二十以上である状態が三時間継続したとき。</p>
<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の十以上である状態が二十四時間継続したとき。</p> <p>二 一酸化炭素の大気中における含有率が、百</p>		

	<p>オキシダント</p> <p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 気象条件から見て下二欄に規定する状態が発生することが予想される時。</p> <p>二 オキシダントの大気中における含有率が、下二欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想される時。</p>	<p>オキシダントの大気中における含有率（容量比の一时间値とする。以下同じ。）が、百万分の〇・二二以上である状態になったとき。</p>	<p>万分の二十以上である状態が八時間継続したとき。</p> <p>三 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の五十以上である状態になったとき。</p>
--	--	---	--

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）

一 水質汚濁注意報

次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該中欄に掲げる値以上の状態になったとき。



二 水質汚濁警報

次のいずれかに該当する状態が発生したとき。

(一) 次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該中欄に掲げる値以上である状態が二時間継続したとき。

(二) 次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該下欄に掲げる値以上の状態になったとき。

項目	注意報等に係る河川水中の濃度(単位 一リットルにつきミリグラム)	警報に係る河川水中の濃度(単位 一リットルにつきミリグラム)
カドミウム	〇・〇二	〇・〇五
全シアン	〇・二	〇・五
鉛	〇・〇二	〇・〇五
六価クロム	〇・一	〇・二五
砒素 <sup>ひ</sup>	〇・〇二	〇・〇五
総水銀	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
アルキル水銀	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
PCB	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
ジクロロメタン	〇・〇四	一
四塩化炭素	〇・〇〇四	〇・〇一
一・二 ジクロロエタン	〇・〇〇八	〇・〇二
一・一 ジクロロ	〇・〇四	〇・一

エチレン		
シス 一・二 ジ クロロエチレン	〇・〇八	〇・二
一・一・一 トリ クロロエタン	二	五
一・一・二 トリ クロロエタン	〇・〇二二	〇・〇三
トリクロロエチレ ン	〇・〇六	〇・一五
テトラクロロエチ レン	〇・〇二	〇・〇五
一・三 ジクロロ プロペン	〇・〇〇四	〇・〇一
チラウム	〇・〇二二	〇・〇三
シマジン	〇・〇〇六	〇・〇一五
チオベンカルブ	〇・〇四	〇・一
ベンゼン	〇・〇二	〇・〇五
セレン	〇・〇二	〇・〇五
硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素	二〇	五〇

ほつ素	二	五
ふつ素	一・六	四